



福岡医発第 650 号 (地)

平成 28 年 5 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「福岡転倒災害防止 総点検運動」の取組について

昨年の福岡県内の労働災害につきましては、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）が 5,083 人と、一昨年より 0.1%の増加となっており、このうち転倒災害が 22.1%を占めています。このように、転倒災害が死傷災害の 2 割以上を占めていることから、厚生労働省において「STOP！転倒災害プロジェクト」（別添）を主唱し、平成 28 年 6 月から平成 29 年 2 月まで、各事業所における転倒災害防止対策の展開を図っております。

福岡県においては、平成 28 年 4 月末現在、労働災害による死傷者は、速報値で 1,226 人であり、その中で転倒による死傷者は 326 人にのぼり、前年同期と比べて 70 人増加し極めて憂慮すべき状況です。

このような状況から、福岡労働局においては、毎月第 1 週（1～7 日）を県内全ての事業場が転倒災害防止を総点検する日と定め、「福岡転倒災害防止 総点検運動」を展開することといたしました。

つきましては、別紙のリーフレット配布等により、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

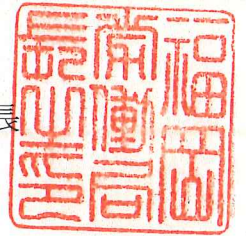


福岡労発基 0523 第1号

平成28年 5月23日

公益社団法人福岡県医師会 会長 殿

福岡労働局長



「福岡転倒災害防止 総点検運動」の取組について(協力要請)

平成27年における福岡県内の労働災害は、休業4日以上之死傷災害が5,083人で前年の5,077人と比べ0.1%の増加になっており、このうち転倒災害が22.1%を占めています。厚生労働省においても、死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取組、「STOP! 転倒災害プロジェクト」(別添)を主唱して、各事業場における転倒災害防止対策の展開を図っているところである。平成28年4月末日現在、県内の労働災害による死傷者は、速報値で1,226人であり、前年同期と比べ34人増加しているが、その中で転倒による死傷者は326人にのぼり、前年同期と比べ70人増加し極めて憂慮すべき状況です。

このような状況から、当局では、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を更に推進するため、県内全ての事業場が平成28年6月(安全週間準備期間)から平成29年2月(積雪や凍結による転倒災害が多い時期)までの毎月第1週(1~7日)に転倒災害防止を総点検する、「福岡転倒災害防止 総点検運動」を展開することといたしました。

つきましては、傘下の会員事業場に対し、別紙のリーフレット(福岡労働局のホームページ参照)配布等により周知し、同リーフレットの「転倒災害防止のためのチェックシート」を活用して総点検を実施していただきますようお願いいたします。



STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月20日から平成27年12月31日までを実施期間とする「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」に基づき、休業4日以上之死傷災害の2割以上を占める転倒災害の防止に重点的に取り組んできた。その結果、平成27年11月末速報値では、全国の転倒災害の件数は前年比で2.8%の減少となるなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、転倒災害は依然として休業4日以上之死傷災害の中で最も件数が多く、平成24年同期比でみるとわずかな減少にとどまっており、平成29年までに休業4日以上之死傷災害を平成24年比で15%以上減少させることを目標とした第12次労働災害防止計画の達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的として、「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を発展・継続させ、「STOP! 転倒災害プロジェクト」として実施するものである。

なお、プロジェクトの実効を上げるため、例年、積雪や凍結による転倒災害が多発する2月、全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とする。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害はすべての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し、「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、厚生労働省と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 厚生労働省の実施事項

- ① 転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- ② ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本プロジェクトを効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 都道府県労働局、労働基準監督署によるチェックリストを活用した事業場への指

導

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- ⑤ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間に実施する事項

① 2月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発

② 6月の実施事項

職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

福岡労働局 <http://fukuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

「平成 28 年 5 月 23 日 福岡転倒災害防止総点検運動のパンフレットを作成しました。」
に掲載されています。



STOP! 転倒災害プロジェクト

運動期間：平成 28 年 6 月～平成 29 年 2 月

福岡転倒災害防止 総点検運動

福岡県内において、あらゆる業種で転倒災害が多発しています。福岡労働局では、転倒災害を撲滅するため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の一環として、**毎月第1週（1～7日）**を、県内のすべての事業場が転倒防止を総点検する週と定め、「福岡転倒災害防止 総点検運動」を実施することにしました。

この「転倒災害防止のためのチェックシート」を活用し、毎月第1週にチェックをお願いします。問題のあったポイントをどのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

転倒災害防止のためのチェックシート

毎月第1週（1～7日）に点検を実施しましょう！（点検日：__年__月__日）

チェック項目		レ
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつ、ちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ちついて」	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く - 床面の凹凸、段差などの解消 	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態で作業しない 	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

福岡労働局労働基準部 安全課 TEL. 092-411-4865

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4 階